

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
0520010	温州刺北地海スタングード入庫徴収金回収プロジェクト	地庫執行法第2条・第22条等	私債権については、自力執行が認められておらず、民事訴訟による確定判決等の債務名義により、裁判所又は執行官が執行を行うものとされている。		税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。 1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。 2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。(下水道料は)の自力執行権で滞納金を支払えず、【水道料は】下水道料へ返入の自力執行権で滞納金を支払えず、【水道料は】下水道料へ返入の自力執行権で滞納金を支払えず。 3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることになり、下水道料と水道料の状況により滞納金の回収が滞り、下水道料は滞り続けている。原因は税(滞納金口座徴収)と金融機関費用増加をなめるも、裁判所へ。 4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化と効率化を進めるとともに、町財政と住民の公平感の確保を図るため提案するものとする。		C	I	私債権については、自力執行禁止の原則により、自力執行が認められておらず、民事訴訟等により債権の存在、金額等を確定するための手続を経て確定判決等の債務名義を取得し、この債務名義により裁判所又は執行官が執行を行うとされている。 御債権にあるように、町歳入徴収金についても、債権の存在、金額等を確定するための手続を経て確定判決等の債務名義を取得し、この債務名義により裁判所又は執行官が執行を行うとされている。 したがって、徴収金である私債権の自力執行権を認めるとはできないと思料いたします。	今回の特区申請は、現行法に基づき入庫徴収金一元管理法的回収を実施し結果、残念ながら現行法における滞納処分や訴訟では本来の目的である入庫徴収金を迅速に回収するための手続が確保できず、町財政の確保に支障を及ぼしている。また、町財政の確保に支障を及ぼしている。また、町財政の確保に支障を及ぼしている。また、町財政の確保に支障を及ぼしている。	右の提案主体からの再意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C	I	右の提案主体からの再意見に対し検討し、回答された。					自治体歳入徴収金の強制回収手続について現行法は、執行法による二刀流の運用による滞りであり、それらの回収手続にはコストが膨らみ、また、町財政の確保に支障を及ぼしている。また、町財政の確保に支障を及ぼしている。また、町財政の確保に支障を及ぼしている。また、町財政の確保に支障を及ぼしている。	1 0 0 3 0 1 0	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省
0520020	外国人研修・技能実習制度の見直し	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針 第2号及び別表第1号	外国人研修・技能実習制度は、外国人に我が国の産業・職業上の技術・技能・知識を移転することを目的として、外国人の技能実習を促進することを旨とするものである。技能実習期間中の研修期間と実習期間を併せて3年以上とする。実習の対象となる業務は、技能実習の対象となる業務(職種)116作業となっている。	■技術移転実習移行対象職種(69種116作業)の拡大 ■研修・技能実習受入の見直し ■技能実習期間の延長	医療保健福祉分野への就労準備のためのフリンジ、インドネシアEP Aに以外籍人介護士(看護職)候補者の受け入れを本年度より行う。サードパスを確保、向上させるために受け入れ枠の拡大や標準化された教育研修を行うことが必要。外国人研修・技能実習制度の趣旨を踏まえ効果的に運用を図る外国人介護人材育成システムを構築する。研修・技能実習の期間は日本語教育等も併せて3年以上とする。実習の対象となる業務(職種)116作業となっている。		D	III	対象職種については、分的に客観的な評価ができるものであつて、かつ、研修在留期間の二に十分分散する必要がある。民間企業等の認定に基づき、技能実習への移行を認めることは困難である。また、職種の追加については、職業能力開発促進法に基づき技能実習制度が整備されるか、または評価制度が整備されるか、(財)国際研修協力機構の認定を要する。また、研修・技能実習の期間は日本語教育等も併せて3年以上とする。実習の対象となる業務(職種)116作業となっている。	外国人研修・技能実習制度の対象職種として(財)国際研修協力機構の認定を要する。また、研修・技能実習の期間は日本語教育等も併せて3年以上とする。実習の対象となる業務(職種)116作業となっている。	D	III	(財)国際研修協力機構の認定は、技能等の評価システム(認定資格)により確保・作業など、(技能等の評価)に関する連絡調整委員会との連携を行っていることと通知していることであるが、認定要件の詳細は(財)国際研修協力機構に確認された。				1 0 0 6 0 1 0	社会福祉法人豊の里	宮崎県	法務省 厚生労働省			
0520030	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇用者たる外国人の要件の緩和	出入国管理および難民認定法第七第一項第二号の五の下欄(二)にかかると定める部分に限る。第2号及び別表第2号	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格をもって在留する事業者の長又はこれに準ずる地位にある外国人にて、申請の時点において、13歳未満の子又は病気ができかねる配偶者を有するもの、自らが使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人を雇うことがである。		東京の都心部に拠点や重なる金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事を行う外国人従業員に在留許可申請に関して、雇用者たる外国人の要件を緩和する。		C	III	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。	家事使用人の雇用については、単純労働者受入れの特例措置で、市場強化プランを政府一体となって推進することを目指す。また、市場強化プランを政府一体となって推進することを目指す。また、市場強化プランを政府一体となって推進することを目指す。	C	III	前回答したとおり、我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。				1 0 0 3 6 0 1 0	国際銀行協会	東京都	警視庁 法務省 厚生労働省			
0520040	外国人の家事使用人にかかる在留資格要件の緩和	出入国管理および難民認定法第七第一項第二号の五の下欄(二)にかかると定める部分に限る。第2号及び別表第2号	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格をもって在留する事業者の長又はこれに準ずる地位にある外国人にて、申請の時点において、13歳未満の子又は病気ができかねる配偶者を有するもの、自らが使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人を雇うことがである。		外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①投資・経営又は法律・会計業務の在留資格、②事業者の長又はこれに準ずる地位にある外国人にて、申請の時点において、13歳未満の子又は病気ができかねる配偶者を有するもの、自らが使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人を雇うことがである。		C	III	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。	C	III	前回答したとおり、我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。				1 0 0 3 7 0 1 0	在日韓国工商会議所	東京都	警視庁 法務省 厚生労働省			
0520050	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の長期在留資格の付与	出入国管理および難民認定法第七第一項第二号の五の下欄(二)にかかると定める部分に限る。第11号	投資・経営の在留資格又は法律・会計業務の在留資格をもって在留する事業者の長又はこれに準ずる地位にある外国人にて、申請の時点において、13歳未満の子又は病気ができかねる配偶者を有するもの、自らが使用する言語により日常会話を行うことができる個人的使用人を雇うことがである。		高専・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外資系企業の集積が活発で、世界的な資金集約を促進している。これら企業に地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長産業を牽引する企業は、今後の地域経済の発展に不可欠である。ことから、成長産業を牽引する大企業に在留する外国人経営者や社員を当該地域に引き留め、当該地域に不可欠な人材である外国人企業経営者が、長期在留して人材の確保に資する、在留できることとすることが、我が国の経済発展に資するものである。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。		C	I	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。	我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。	C	I	前回答したとおり、我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。我が国は政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れを推進するものとする。				1 0 0 6 0 0	兵庫県	兵庫県	警視庁 法務省 厚生労働省			

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置 の 内 容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置 の 分 類」 の 見 直し	「措置 の 内 容」 の 見 直し	各府省庁からの再検討要請 に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	管理 提案 番号	提案主体名	都道府県	制度の所管 ・関係官庁	
0520151	行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類の拡充 (外国人登録原簿記載事項証明書)	外国人登録法 第4条の3第6項 外国人登録法施行令第2条	外国人登録原簿については、外国人登録法第4条の3において原則非開示とされた上で、登録原簿記載事項証明書の交付を請求できる者についても限定して定められているが、行政書士については請求が認められていない。		行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類に、後見登記等に関する法律に基づく登記事項証明書(登記されていないことの証明書に限る。)、外国人登録法に基づく外国人登録原簿記載事項証明書、市町村長発行に係る身分証明書(制度ではないこと及び旧民法の精治産、準精治産者ではなく、また、後見登記の通知を受けていないことを証明する書類、戸籍に関する行政証明。)を加えたい。	国民の利便性の向上、行政書士による円滑な事務の推進の観点から本提案を行うものである。現在、行政書士の職務上請求書を使用し、取得することができる公的証明書類は、住民基本台帳に基づく住民票や除籍、戸籍法に基づく戸籍簿本や除籍簿本に限られる。それぞれの法律において特定事務受任者として行政書士(行政書士法をきむ。)が明記されている。このことは、行政書士法第1条の3に定めて公署に提出する書類、権利義務又は事項証明に関する書類の作成(法定検出業務)に不可欠であるため、他人からの依頼があったことをもって、上記のうち必要な公的証明書類を職務上の権限で請求・取得することができることが望まれていると理解する。近年の複雑・多様化する行政規制に対応して、行政書士は官公署に提出する書類作成業務として許認可申請を多く手掛けるが、外国人の増加や多様化する社会などの影響により法定添付書類が増え、職務上請求の特効性が現在の社会状況に合っていないものと考えられる。一般的に、法人が営業のために取得する許認可には厳格な許認可要件があり、法人役員が未成年後見人ではないことの確認として成年後見登記がされていないことの証明書の添付が法定されている。また、法人役員が外国人が就任することが多く、発行が法定されていないものの行政機関の指導により住民票の代わりとして外国人登録原簿記載事項証明書が必要とされている。さらに、法人役員が全てが破産者ではないことの確認として市町村長発行に係る身分証明書が求められていることがある。したがって、職権における公的証明書類の拡充を求める。	C	II	外国人登録制度については、在留外国人の公正な管理に資する目的から、一般社会生活上の身分関係・居住関係の公益を法律上の目的としておらず、また、外国人の同一人性の確認の見地から、登録原簿には戸籍や住民基本台帳には記載されない職業関係の事項を始め、写真、署名等が記載されていることから、原則として非開示とされている。したがって、一般社会生活上の要求から開示の範囲を拡大することは、本来、外国人登録制度上予定してないところであって、行政書士についても、例えば反対当事者に対する訴訟の代理その他のを自ら職務として遂行するような法律上の権限及び事業上の必要性が生じない限り、職務上請求を認めることは困難である。									1 0 8 2 0 3 0	行政書士管轄総合事務所	東京都	総務省 法務省	
0520160	家事審判法第9条に基づく甲類審判事項(民法に基づく争訟性のない事務)の一部を関係する法律関係に開放する件	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、裁判所に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。		家事審判法第9条に基づく甲類審判事項(民法に基づく争訟性のない事務)について、開放できる事務、開放できない事務に区分し、開放できる事務について関係する法律関係(税理士、行政書士)に開放された。	一国民の観点から、また、国民へのワンストップサービス向上の観点から、税理士、行政書士が家事審判法第9条に基づく(甲類審判事項)に開与すべく提案するものである。現行法では、司法書士又は司法書士法人でない者は、家庭裁判所に提出する書類の作成を業とすることはできない。専門的かつ高度な案件は国民の権利保全の観点から全く異論はない。しかし、紛争性がなく、かつ、簡易なもので「裁判所に提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすため、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、司法書士以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない」とする一般的見解には異論がある。9条各号を個別に見ると、1号「財産の管理その他の財産の管理に関する処分」は、日常業務の延長にある税理士に最も適格性があり、行政書士においても適格性がある。行政書士の関係では、6号の「子の親の親権」は行政書士による離婚協議書作成の延長線上にあり、子の親権者が既に婚姻前の氏に戻す場合には市町村役場への対応済むが、子の場合は家庭裁判所の許可が必要となり、行政書士は開与することができない。その他代表例では、29号「相続の放棄の申述の受理」、34号「遺言書の検認」などが挙げられる。甲類審判事項の申立書は、家庭裁判所に提出された定型書類で、記載例を見ながら誰でも容易に作成できるが、事案に応じた法的な判断は当然必要である。税理士、行政書士はそれら業態は十分に高いとされているものがある。理が、業の役に立つ制度なのか、関係団体と協議の上、真摯に検討頂きたい。	C	I	裁判所に提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。	提案主体は甲類審判事項のうち個別の項目について、税理士と行政書士に開与することを求めていることから、提案主体が掲げた事項のそれぞれについて回答された。								1 0 8 3 0 1 0	個人	東京都	法務省	
0520170	行政書士への法律相談の開放	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰則が科される。		行政書士は、当事者を代理して遺産分割協議書、契約書等を作成できることから、一般市民から相談を受けたい。にもかかわらず、弁護士法72条により、法律相談はできないとされている。法的紛争事件を取り扱う弁護士や認定司法書士とは異なり、行政書士は紛争を回避するための契約書等の作成依頼資格者である。また多くの国民は、裁判ではなく当事者同士で円滑に事件を解決したいと望んでいる。したがって、行政書士が法律相談を受けられるようになれば、法的紛争事件の増加を抑制することができると思われる。	弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を害しない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力・倫理的態度を確保するための適切な措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することには、十分な合理性・必要性があると考えられる。要するに「法律相談」が具体的にいかなるものを指すかの明らかなでないが、弁護士法第72条の「法律事務」に該当するものというのであれば、その範囲は極めて多岐に及び、かつ、当事者その他関係人らの利害に重大な影響を及ぼすものもあり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を取り扱うものについて、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者に法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。	C	I											1 0 8 6 0 1 0	個人	京都府	法務省